

建専連

# 専門工事業総合補償制度

## のご案内

3つの制度から「必要なものだけ選択し」  
「好きな時期に」加入ができます!

簡易版

建専連のスケールメリットを活かした保険料のご案内します。  
見積依頼書のFAXにて貴社の保険料をご確認ください!

このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、[詳細版](#)パンフレットをご覧くださいとともに  
に損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

メニュー  
1

### 長期性能保証制度



施工ミスにより、雨漏りが発生



施工ミスにより、タイルがはがれ落ちた

メニュー  
2

### 第三者賠償補償制度



資材が落下し、通行人がケガ



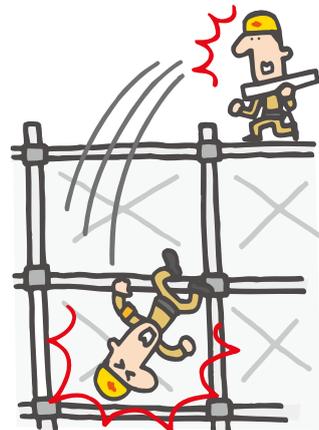
刈払機での飛び石

メニュー  
3

### 業務中傷害補償制度



倒れた資材にまきこまれた



従業員が落下

申込・送金締切日

保 険 期 間

新規・継続  
1年加入

1月28日

メニュー①長期性能保証制度

2022年3月1日 午前0時～2033年2月28日 午後12時 (11年間)  
※ただし保証書発行可能期間は2022年3月1日午前0時～2023年2月28日午後12時 (1年間) となります。

メニュー②第三者賠償補償制度

2022年3月1日 午後4時～2023年3月1日 午後4時 (1年間)

メニュー③業務中傷害補償制度

新規  
中途加入

毎月15日

メニュー①長期性能保証制度

着金月の翌月1日 午前0時～2033年2月28日 午後12時 (短期間+10年間)  
※ただし保証書発行可能期間は着金月の翌月1日午前0時～2023年2月28日午後12時 (短期間) となります。

メニュー②第三者賠償補償制度

着金月の翌月1日 午前0時～2023年3月1日 午後4時 (短期間)

メニュー③業務中傷害補償制度

[注] 2023年3月1日以降は、1年ごとの契約更新となります。

# 本制度の特長

## 各制度(メニュー)ごとの補償概要

### ① 長期性能保証制度

施工瑕疵(かし)の10年保証  
自社の施工箇所のやり直し費用保証

(工事引渡後)



外壁工事施工に不具合があり剥落が発生した

(工事引渡後)



屋根防水工事の施工に不具合があり、雨水が家屋内に侵入

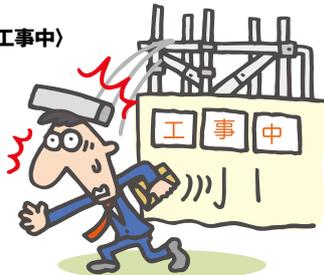
防水工事自体のやり直し費用(再工事費用)を補償



### ② 第三者賠償補償制度

工事中または工事引渡後の第三者への賠償事故を補償

(工事中)



資材が落下して、第三者の通行人がケガ

(工事引渡後)



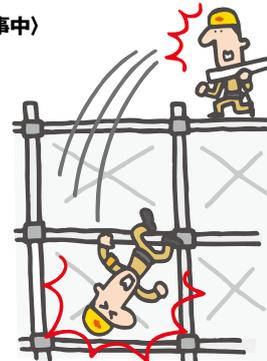
防水工事の施工に不具合があり、雨水が家屋内に侵入

この結果、持ち主等(第三者)に対して生じた損害賠償責任(天井クロスの張替え費用、床板の清掃費用等)を補償

### ③ 業務中傷害補償制度

工事中・通勤中の役員、従業員、下請負人およびその構成員のケガを補償

(工事中)



役員、従業員、下請負人およびその構成員が高所作業中、誤って落下しケガ

(通勤中)



役員、従業員、下請負人およびその構成員が通勤途上で交通事故にあいケガ

#### 保険料の目安

年間完工高 **1億円** の場合

※完工高、所属団体により保険料は変動します。  
パターンC1

年間保険料+制度運営費

1	NGS	約22万円
2	全室協	約7万円
3	全防協	約27万円
4	全基連	加入できません
5	日左連	加入できません
6	ウレ断協	加入できません
7	日板協	約23万円
8	造園連	加入できません
9	日機協	加入できません
10	日夕煉	約7万円
11	全夕協	約7万円

※所属団体の損害率に応じて割増引が変動します。

#### 詳細内容

3~6ページをごらんください。

#### 保険料の目安

年間完工高 **1億円** の場合

※完工高、所属団体により保険料は変動します。  
パターンD1... 身体賠償: 1億円  
財物賠償: 2,000万円限度

年間保険料+制度運営費

1	NGS	約16万円
2	全室協	約10万円
3	全防協	約16万円
4	全基連	約18万円
5	日左連	約9万円
6	ウレ断協	約15万円
7	日板協	約11万円
8	造園連	約16万円(※パターン:D1B)
9	日機協	約18万円
10	日夕煉	約9万円
11	全夕協	約8万円(※パターン:D1B)

※所属団体の損害率に応じて割増引が変動します。

#### 詳細内容

7~8ページをごらんください。

#### 保険料の目安

年間売上高 **1億円** の場合

※完工高、所属団体により保険料は変動します。  
パターンG1... 死亡補償: 500万円  
入院補償: 5,000円/日  
通院補償: 2,500円/日

年間保険料+制度運営費

1	NGS	約9万円
2	全室協	約9万円
3	全防協	約9万円
4	全基連	約9万円
5	日左連	加入できません
6	ウレ断協	約9万円
7	日板協	約9万円
8	造園連	加入できません
9	日機協	約9万円
10	日夕煉	約9万円
11	全夕協	約9万円

※所属団体の損害率に応じて割増引が変動します。

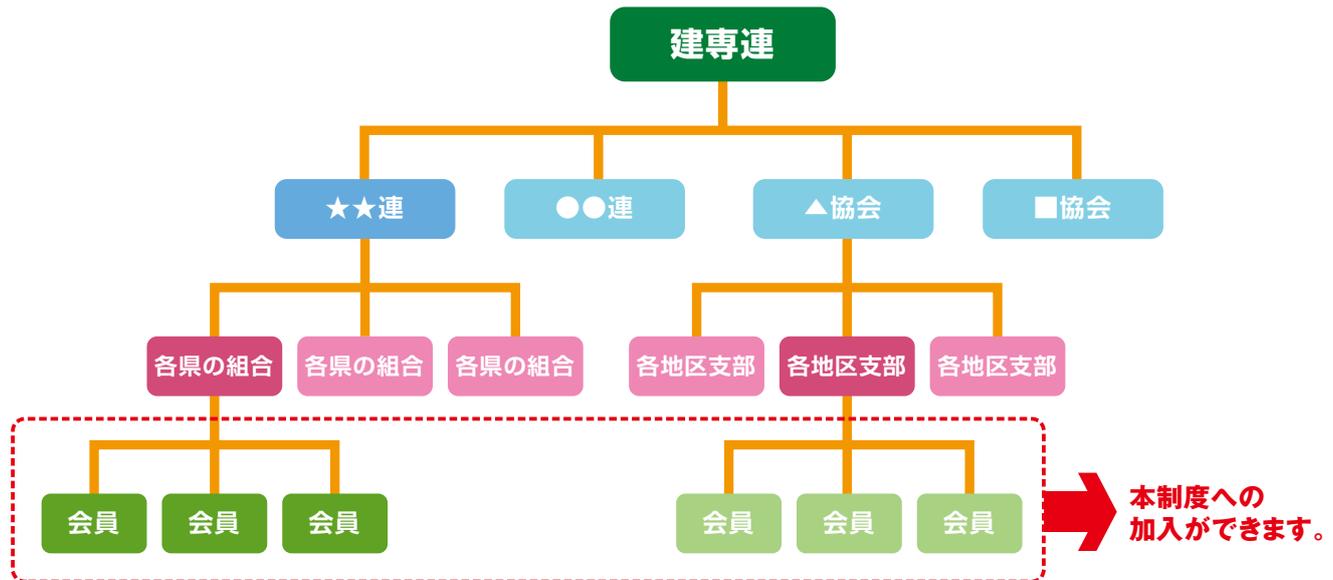
#### 詳細内容

9~10ページをごらんください。

# 建専連について

## 「建専連 (=一般社団法人建設産業専門団体連合会)」とは

建専連とは、外壁仕上業、防水工事業、内装工事業など専門工事業の団体(39団体)から構成される、国土交通省土地・建設産業局所管の公益法人であり、適正な施工単価の確保など専門工事業者の社会的・経済的な地位向上に向けて、種々の活動に取り組んでいます。



## 本制度に加入できる方

建専連所属かつ専門工事業総合補償制度を採用している団体所属の施工業者。

## 本制度のメリット

### メリット 1 割安な保険料

建専連会員団体所属の各専門工事業者計：約60,000社以上からなる大型団体のスケールメリットを活かした保険料水準を実現。

### メリット 2 必要な制度のみ加入が可能

メニュー 1 長期性能保証制度、メニュー 2 第三者賠償補償制度、メニュー 3 業務中傷害補償制度からご希望の補償のみ選択して加入できます。

### メリット 3 好きな時期での加入が可能

現在、すでに他の保険に加入している場合など、その保険の切替時期(契約満期)にあわせて、毎月1日付けでの加入ができます。

★保険金のお支払方法等重要な事項は、詳細版27ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## ご加入の方法等について

12ページをごらんください。

# 長期性能保証制度

メニュー1

メニュー2

メニュー3

## 本制度における『保証<1>』と『補償<2>』

工事引渡後に生じた漏水事故などの原因が施工ミスであった場合

『発注者』への『保証<1>』

最長10年間の保証

『施工業者自身』への『補償<2>』

“工事やり直し費用”の補償

## メリット **1** 保証<1>のメリット

### 信用力のある『定型保証書』が発行できます

施工業者が約束する「責任施工」の証文として、目に見える「保証書」の提出は、施主に安心と満足を提供します。保証書の裏づけとして保険がセットされているため、万一の事故の際は保険金での修補が可能となります。

## 定型保証書（イメージ）

新規・継続加入の方には、定型保証書冊子（3または4枚複写で1セット×50セットのつづり）を提供します。定型保証書の記載内容＝保険適用条件となりますので安心です。

「責任施工」を目に見える形で提供できます！

01-000101  
団体ごと：冊番号 保証書連番  
に固定：50枚固定 1枚ごと連番、50まで

保証書番号 01-000101

(発注者名) 発注者・施工管理出向

建専連 専門工事業総合補償制度（長期性能保証制度）  
保証書

日本外壁住工業協同組合連合会の定める「標準施工要領書」に定める施工方法及び材料使用により  
施工した下記の工事については、保証約款に従って保証いたします。

記

1. 工事名称： 年 月 日
2. 工事場所： 円
3. 施工部位：
4. 引渡日： 年 月 日
5. 請負額： 円
6. 保証期間： 引渡日以後保証約款のとおり

施工業者 (住所) (商号又は名称) (代表者)

① NGS

(建専連 専門工事業総合補償制度（長期性能保証制度）について)  
建専連 専門工事業総合補償制度（長期性能保証制度）は、専門工事業者の全国組織である一般社団法人建築業専門員連合会（建専連）の会員建築所務業者が利用する保証制度です。この保証制度においては、万一、保証書記載の施工業者が保証書に記された保証行為を行ったことがない場合も、その保証責任の一部（保険適用部分）について建専連が代って保証を行います。  
(建専連連絡先：東京都港区虎ノ門4-2-12 03-5425-6805)

(施工業者による自主保証について)  
前面保証書表裏（建築等その他工事）に記載された保証内容については、建専連 専門工事業総合補償制度（長期性能保証制度）の対象ではなく、施工業者による自主保証となります。

建専連 長期性能保証制度 保証約款  
(日本外壁住工業協同組合連合会)

第1条 (目的と適用範囲)  
本約款は、建専連 長期性能保証制度（以下「保証制度」という。）の運用に関する事項を定めることとするとともに、保証制度の適用範囲を定めることとする。本約款は、保証制度の適用範囲に属する工事について適用される。本約款は、保証制度の適用範囲に属する工事について適用される。本約款は、保証制度の適用範囲に属する工事について適用される。

第2条 (保証期間)  
保証期間は、引渡日以後の期間とする。保証期間は、引渡日以後の期間とする。保証期間は、引渡日以後の期間とする。

第3条 (保証範囲)  
保証範囲は、保証書に記載の工事部位とする。保証範囲は、保証書に記載の工事部位とする。保証範囲は、保証書に記載の工事部位とする。

第4条 (保証内容)  
保証内容は、漏水事故による損害の修補費用とする。保証内容は、漏水事故による損害の修補費用とする。保証内容は、漏水事故による損害の修補費用とする。

第5条 (保証金)  
保証金は、保証書に記載の金額とする。保証金は、保証書に記載の金額とする。保証金は、保証書に記載の金額とする。

第6条 (保証の履行)  
保証の履行は、保証書に記載の条件とする。保証の履行は、保証書に記載の条件とする。保証の履行は、保証書に記載の条件とする。

第7条 (保証の解除)  
保証の解除は、保証書に記載の条件とする。保証の解除は、保証書に記載の条件とする。保証の解除は、保証書に記載の条件とする。

第8条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第9条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第10条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第11条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第12条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第13条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第14条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第15条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第16条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第17条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第18条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第19条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

第20条 (保証の引当)  
保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。保証の引当は、保証書に記載の条件とする。

メリット  
**2 保証<1>のメリット**

**万一、保証書を発行した施工業者が倒産しても、保証書は有効です。**

建専連が倒産した施工業者に代わって保険金を請求し、施主は代替業者による修補を受けることができます。

\*支払われる保険金は、所定の方法で計算します。実際の工事やり直し費用と支払われる保険金との差額は発注者等のご負担となります。



**『保証<1>』『補償<2>』の対象となる主な事故**



タイル工事に不具合があり剥落が発生した。



屋根の防水工事施工に不具合があり、雨水が家屋内に浸入してしまった。



外壁仕上工事施工に不具合があり、剥落が発生した。

**『補償<2>』でお支払いする保険金**

支払保険金の計算

支払保険金 = (工事やり直し費用 - 定額自己負担: 5万円) × 支払率80%  
※5万円までの工事やり直し費用では、保険金の支払いを受けられません。

支払例

請負金額=300万円で屋上防水工事を施工。  
引渡し3年経過後、施工ミスの原因とした漏水が発生。  
工事やり直し費用に105万円かった場合は………**80万円の支払い**となります。

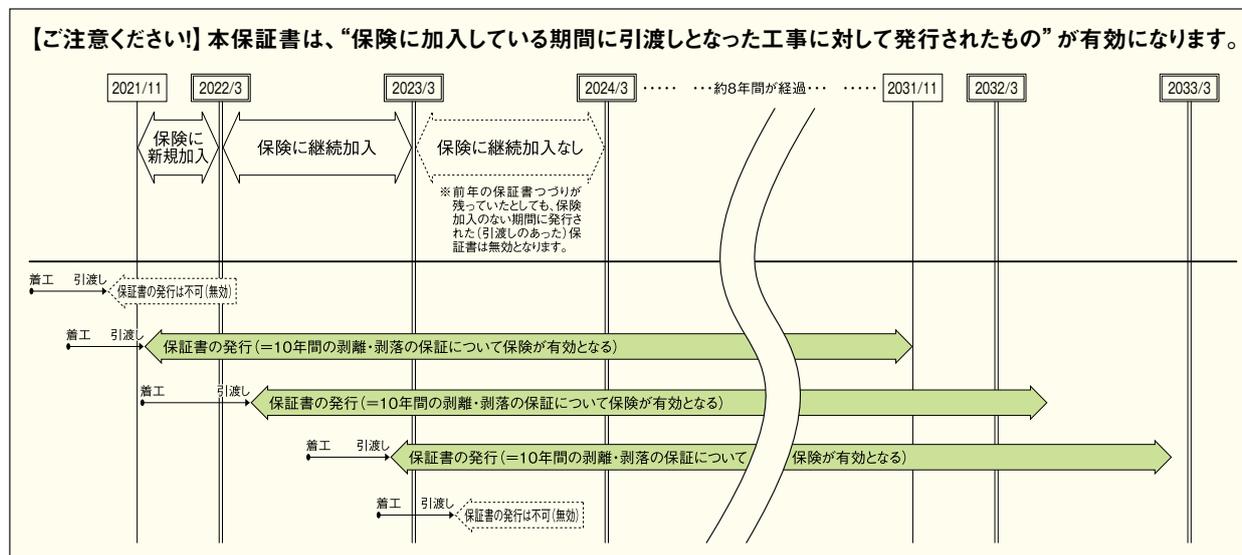


# 長期性能保証制度

## 『保証<1>』『補償<2>』の詳細 (パターンC1)

対象工事	ご加入者さまの所属する会員団体ごとに定める所定の工事 パンフレット <b>詳細版</b> の7~14ページの各会員団体ごとの保証約款に該当する工事が対象となります。 ※保証書記載の会員団体ごとの標準施工要領を満たした工事であることが前提となります。(原則改修工事は対象外) また、保証書の内容により、一部対象とならない工事・部位(全タ協は壁面のみ)・工法等があります。
保証／補償の内容	施工の瑕疵(かし)によって発生した「室内面への漏水」、「仕上材の剥落」などを <b>修補するために要した直接の費用*</b> を補償 ※費用=部品代、材料費、人件費等をいいます。
保証期間	工事の種類・部位等により工事引渡日から1~10年間(最大) ※所属団体により異なります。
保証金額	保証対象とする工事の請負金額
保険金 支払限度額	上記保証金額(=対象工事の請負金額)まで。ただし1事故あたり1億円を限度 ⑦日板協 500万円を限度 ①全タ協 500万円もしくは1,000万円を限度(工法により異なります) (建専連制度全体で、2022年3月1日~2023年2月28日(1年間)の保証発行分工事で累計15億円を限度)
保険金の 支払条件	1. 本制度の保険始期日から2023年2月28日までに引渡した国内の工事であること 2. 工事引渡時に施主・発注者に対して保証書が発行され、建専連への提出がなされていること 3. 保証書記載の保証性能基準に違反する事由が発見されたこと(=瑕疵の発見) 4. 発注者等から修補請求を受けた日が、引渡日から保証書記載の保証期間内であること

## 保証書の発行可能日と有効期間(保証期間10年の場合)



## 対象とならない主な事故

- (1) 施工業者の故意または重大な過失による事故
- (2) 保証開始日に存在していなかった瑕疵に起因して生じた損害
- (3) 地震・噴火またはこれらによる津波、洪水・台風・暴風・暴風雨・せん風・たつ巻・豪雨もしくはこれらに類似の自然変象による事故
- (4) 火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由による事故
- (5) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵による事故
- (6) 虫食い・ねずみ食いもしくは性質による結露または瑕疵によらない施工部位の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由による事故
- (7) 瑕疵に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)
- (8) 瑕疵に起因して生じた施工部位以外の財物の滅失もしくはき損または施工部位その他財物の使用の阻害(使用できなくなったものへの経済的保証はできません。)
- (9) 設計・施工基準を上回る負荷による事故
- (10) 施工部位の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理による事故

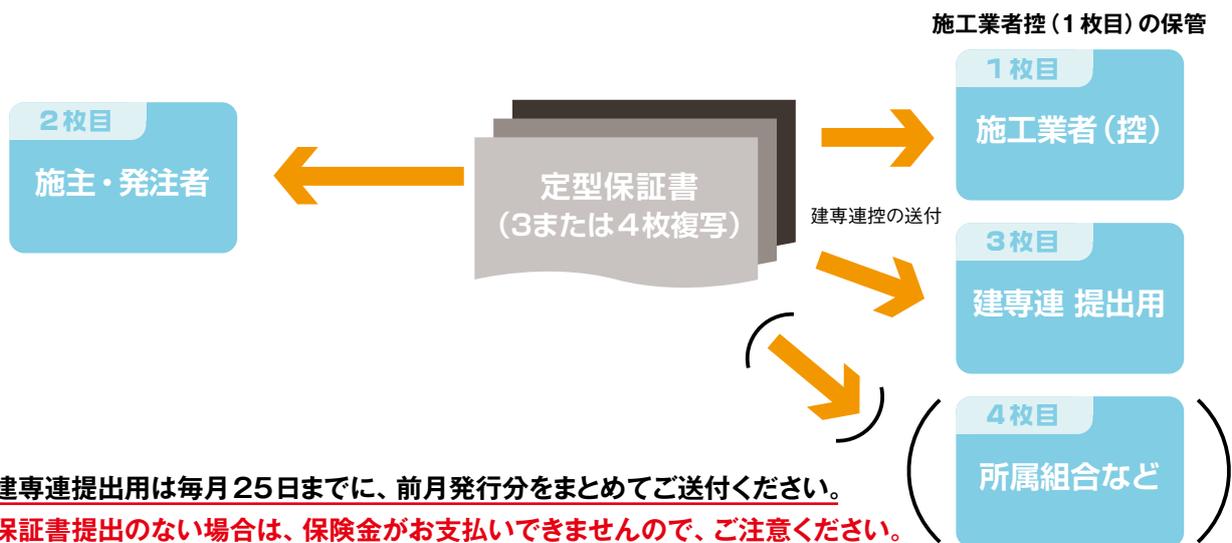
など

## 保険料の算出方法

保険料の目安は1ページに記載しています。  
13ページの「見積依頼書」のFAXにて詳しい保険料をご照会ください。

## 定型保証書の発行と控の保管・送付について

本制度では「定型保証書の発行」と「建専連への提出」をもって保険の適用対象となります。



## 施工記録資料の保管について

万が一事故が発生した場合には、当該工事の施工内容・工法等を確認するために、以下のような資料の提出をお願いします。

受注契約書・注文受書・施工要領書・設計書・工作図面・各施工会社の定める自主検査記録・工事台帳 など

## 事故審査会について

修補金額が高額な事故や疑義のある事故が発生した場合には、学識経験者、会員団体の実務経験者及び保険会社等から構成される「事故審査会」を設置し、瑕疵の認定や修補内容・金額の妥当性について審査を行う場合があります。

## 定型保証書の追加請求について

- 新規または継続の加入ごとに、定型保証書50セット(1冊)を「保証書つづり」としてお送りします。
- 保証書つづりを追加でご請求いただく場合は、建専連までお電話かFAXでご連絡ください。  
1冊：2,000円(送料・税込み)となります。

## 定型保証書が余っている場合の取扱い

次年度、継続して保険加入いただければ、引続き使用できます。ただし、保証書の内容が変更される場合は引続き使用することはできません。

# 第三者賠償補償制度

メニュー1

## 『お支払いの対象』となる主な事故

加入者（加入者の下請負人を含みます。）の行うすべての業務中（工事・作業中など）に発生した下記の金およびその他の費用（自己負担額を控除した額）を保険金額の範囲内でお支払いします。

\*法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

\*生産物賠償責任保険のお支払対象の事故は、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。

メニュー2

### パターンD1・D2・D3の補償範囲

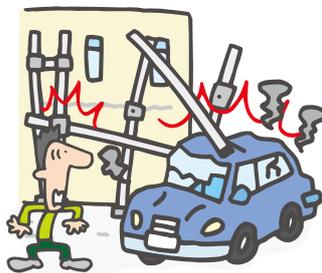
### パターンD1B・D2B・D3Bの補償範囲（※⑧造園連、⑪全夕協のみ）

メニュー3

業務中の事故  
(請負賠償責任保険)



刈払機で飛び石が発生し、第三者の車にキズをつけた。



足場が倒れ駐車車両をキズつけた。



ミニショベルの操作を誤り、近くの壁を壊した。

## 加入パターンごとの保険金額（支払限度額）

保険金額 および 自己負担額	工事中・施設の事故	補償項目		保険金額（支払限度額）		
		加入パターン		D1・D1B	D2・D2B	D3・D3B
		身体賠償	1名 1事故	5,000万円	1億円	2億円
財物賠償	1事故	1億円	2億円	4億円		
自己負担額		2,000万円	4,000万円	8,000万円		
		1事故：3万円（塗料・薬剤等の飛散事故のみ 1事故：10万円）				
保険金額 および 自己負担額	工事引渡し後の事故	補償項目		保険金額（支払限度額）		
		加入パターン		D1	D2	D3
		身体賠償	1名 1事故・期間中*	5,000万円	1億円	2億円
財物賠償	1事故・期間中*	1億円	2億円	4億円		
自己負担額		2,000万円	4,000万円	8,000万円		
		1事故：3万円				

\*生産物賠償責任保険のお支払対象の事故について事故原因が「2次発泡」の場合、加入パターンにかかわらず保険金のお支払限度額が2,000万円となります。

## 保険料の算出方法

保険料の目安は1ページ下段に記載しています。年間保険料は所属団体ごとに異なります。

13ページの『見積依頼書』のFAXにて詳しい保険料をご照会ください。

ような事故により、加入者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払うべき損害賠償

所有・管理施設の事故

(施設賠償責任保険)



誤って切り枝が落下し、第三者の車にキズをつけた。



立入規制が不十分で、資材置場に子どもが入りこみケガをした。

工事引渡し後の事故

(生産物賠償責任保険)

(注意) 自社施工箇所のやり直しは、対象となりません。



施工に不具合があり、雨水が家屋内に浸入、天井クロスを汚した。

保険金をお支払いできない主な場合

- 支給された資材や設置工事の目的物 (例：エアコン、太陽光発電パネルなど) に生じた賠償責任
- 運搬中または積み込み・積み下ろし作業中の物に生じた損害
- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、騒ぎようまたは労働争議によって生じた賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- 自動車 (道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、航空機、船舶の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任
- 従業員が業務に従事中に被った身体障害による賠償責任
- 原子力に係る賠償責任
- 被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任
- 石綿損害に係る賠償責任
- 専門職業人としての行為 (医療行為、弁護士業務等) に係る賠償責任
- 排水または排気によって生じた賠償責任
- 生産物または仕事のかしに基づく生産物 (その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。) または仕事の目的物 (作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。) 自体の損壊に対する賠償責任 (その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
- 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害 (オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。) など

この制度に適用される約款・特約

賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項

保険料の確定に関する追加条項 (賠償)、※分割払のみ保険分割払特約条項 (大口用)

施設所有管理者特約条項、漏水担保追加条項 (施設)、費用内枠払い追加条項 (施設)

請負業者特約条項、交差責任担保追加条項 (Full Way 請負)、作業対象物担保追加条項 (請負)、費用内枠払い追加条項 (請負)

生産物特約条項、損害賠償請求ベース追加条項 (生産物)、費用内枠払い追加条項 (生産物)

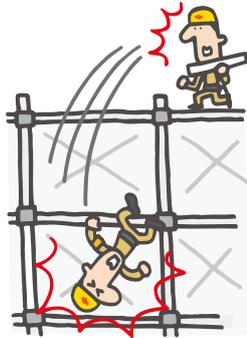
# 業務中傷害補償制度

キラー1  
キラー2  
キラー3

## 『お支払いの対象』となる主な事故

補償対象者(組合員の役員および従業員、下請負人がいる場合は下請負人の役員・従業員を含みます。)が日本国内または国外<sup>※1</sup>において、業務中(出退勤途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされた場合等に、加入者が災害補償規程等に基づいて補償対象者に補償金等を支払うことによる損害に対して保険金をお支払いします<sup>※2</sup>。

工事  
中  
の  
事  
故



高所作業中、誤って落下した。



立て掛けてあった資材が崩れ落ちてきて下敷きになった。

- 特長1** 経営事項審査制度で15ポイントの加点要件(法定外労働災害補償制度)を満たします。  
※経営事項審査の加点ポイントは、すべての工事について次の条件を満たしていることが必要となります。  
①業務上災害と通勤災害のいずれも対象、②従業員および下請負人のすべてが対象、③死亡および後遺障害等級1～7級までを対象
- 特長2** 政府労災の認定を待つことなく補償金(保険金)をお支払いします。
- 特長3** 被保険者はご加入者さまです。役員・従業員・下請負人をまとめて補償できます。  
【ご注意】同居の親族以外の正規従業員を1名以上雇用していない組合員はご加入できません。
- 特長4** 人の入替も手続き不要です。下請負人もまとめて補償の対象となります。保険期間満了時の人数の精算(確定精算)はありません。
- 特長5** ケガだけでなく、熱中症(日射または熱射による身体の障害)にも対応します。

## 加入パターンごとの保険金額

ご加入パターン	G1	G2	G3	G4
死亡補償保険金	500万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円
後遺障害補償保険金	500～20万円	1,000～40万円	1,000～40万円	2,000～80万円
入院補償保険金 <sup>(注)</sup>	5,000円/日	5,000円/日	10,000円/日	10,000円/日
入院一時金補償保険金	3万円	3万円	3万円	3万円
手術補償保険金 <sup>(注)</sup>	入院中の手術:5万円 外来の手術:2.5万円	入院中の手術:5万円 外来の手術:2.5万円	入院中の手術:10万円 外来の手術:5万円	入院中の手術:10万円 外来の手術:5万円
通院補償保険金	2,500円/日	2,500円/日	5,000円/日	5,000円/日
臨時費用保険金	50万円限度	50万円限度	50万円限度	50万円限度

(注) 入院補償保険金および手術補償保険金支払日数延長特約(1,000日用)をセットしています。  
※お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。

## 保険料の算出方法

保険料の目安は1ページ下段に記載しております。年間保険料は所属団体ごとに異なります。13ページの『見積依頼書』のFAXにて詳しい保険料を照会ください。

## この制度に適用される約款・特約

事業活動総合保険普通保険約款、事業活動総合保険追加特約、入院一時金補償保険金支払特約、入院補償保険金および手術補償保険金支払日数延長特約(1,000日用)、下請負人の取扱いに関する特約、保険金支払に関する特約

- ※1 下請負人の役員・従業員は日本国内のみとなります。
- ※2 災害補償規程等が無い場合、事業活動総合保険普通保険約款および保険金支払に関する特約に基づき保険金を補償対象者へお支払いします。

工事中以外の事故



通勤途上で交通事故にあってしまっった。



会社の階段を踏み外して転んでケガをしてしまった。

## この保険の対象となる事業者さま

下記条件を満たす事業者の方がご加入いただけます。

- 同居の親族以外の正規従業員を1名以上雇用していること

## 災害補償規程 ご加入にあたっての注意点

災害補償規程とは…

業務や通勤中の従業員のケガなどに対して、労災補償給付とは別に、企業が独自に補償給付の上積みを行うことを定めているものです。

ご加入者さまにおいて災害補償規程などを制定済みの場合

ご検討コースが災害補償規程などの内容に適合しているかどうかご確認ください。制定済みの災害補償規程の補償内容がコースを下回っている場合はご相談ください。

## 保険金お支払いの流れ



## お支払いする保険金

1. 死亡補償保険金 ……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合に、お支払いします。
2. 後遺障害補償保険金 ……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、お支払いします。
3. 入院補償保険金 ……業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払します。ただし、事故発生日からその日を含めて1,000日を限度とします。
4. 通院補償保険金 ……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度としてお支払いします。
5. 手術補償保険金 ……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けられた場合に、お支払いします。
6. 入院一時金補償保険金 ……業務中・通勤中にケガなどをされ、入院され所定の条件を満たす場合にお支払いします。(入院基準日数：1日)
7. 臨時費用保険金 ……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。(例：葬儀費用、香典、救護者費用、代替者の求人に関する費用)

## お支払いの対象とならない主な場合

### 全ての保険金について共通の事由

- ・被保険者の故意
- ・補償対象者の故意または重大な過失
- ・補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
- ・補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
- ・地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ
- ・石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- ・補償対象者に対する刑の執行

### 臨時費用保険金以外の保険金について共通の事由

- ・補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ・むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- ・補償対象者の脳疾患、病氣(業務上の症状を除きます。)、または心神喪失
- ・補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

# 保険金お支払例

お支払 保険種類	お支払 保険金額	事故内容
長期性能保証	2,050,000円	外壁および屋上の塗装工事において、施工不良により漏水が発生
長期性能保証	1,229,240円	マンション屋上の防水工事において、施工不良により漏水が発生
長期性能保証	6,033,025円	窓枠防水から水漏れする不良が発生
長期性能保証	808,000円	ルーフファン施工時に瑕疵があり、ルーフファンが破損
長期性能保証	3,399,890円	屋根施工不良により台風時に屋根の捲り上がりが発生
長期性能保証	1,328,000円	南面5F柱部に施工したタイルが左官下地補修界面から剥落
長期性能保証	6,480,000円	カップリング等の下地目荒しが甘く、タイルが剥離
長期性能保証	2,477,360円	施工したタイルが浮いてきて、施主より補修を要求された
長期性能保証	977,408円	施工後に内装タイルが剥離する不良が発生
第三者賠償	1,051,907円	屋上防水改修工事中、防水層撤去後の仮防水より降雨による漏水発生
第三者賠償	970,908円	雨水が外装水切りから吹き込み浸水し、内部の制御盤に損害発生
第三者賠償	3,382,122円	屋根の解体中に雨が降り、天井と室内壁と畳一部に損害発生
第三者賠償	869,892円	バルコニー内部水切りから雨水が侵入
第三者賠償	1,667,640円	草木の剪定作業中に、周辺に小枝や石が飛び、駐車中の車両に損害発生
第三者賠償	2,579,318円	改修工事で塗料が飛散し車両数台に損害発生
第三者賠償	1,600,512円	壁補修工事のため穴を開けた際、埋め込みの水道管を破損
業務中災害	819,000円	通勤途上、青信号で進んだところ横から追突された
業務中災害	2,080,000円	梯子で屋上から降りる際に、梯子が滑り落下し大腿部を骨折した

※これまでに発生したお支払いの事例になります。

# ご加入の方法等について

## ご加入までの流れ

### 1 見積依頼（13ページの用紙をご利用ください）

直近の会計年度の完工高・売上高を記載した見積依頼書をFAXください。  
FAX先は担当代理店、建専連または最寄りの損保ジャパンのいずれかになります。  
FAX受信後、速やかに見積書をFAXで返信します。

### 2 見積り内容の詳細説明

各制度の内容・保険料を担当代理店よりご案内します。ご加入の制度・パターン・口数をご確認ください。

### 3 加入手続き

加入依頼書に必要事項を記載・捺印のうえ、以下の送付先までご送付ください。  
加入依頼書は担当代理店にて作成します。  
また、保険料は以下へお振込みください。（振込手数料は加入者さまのご負担となります。）

#### ⑦日板協「以外」 の場合

**加入依頼書送付先** 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館3階  
**一般社団法人建設産業専門団体連合会**

**保険料振込先** みずほ銀行 神谷町支店  
※振込手数料は加入者さまのご負担となります。  
**普通 1004683** シヤ) ケンセツサンギョウセンモンダンタイレンゴウカイ

#### ⑦日板協の場合

**加入依頼書送付先** 各都道府県板金工業組合の事務局  
→（各事務局集約後）一般社団法人日本建築板金協会

**保険料振込先** 各都道府県板金工業組合の指定口座  
※振込手数料は加入者さまのご負担となります。  
→（各組合集約後）りそな銀行 麻布支店  
**普通 1293683** シヤ) ニホンケンチクバンギンキョウカイ  
※詳しくは各都道府県の板金工業組合・日板協（03-3453-7698）までお問い合わせください。

### 4 加入者証等の送付

加入依頼書と保険料が到着後、保険始期から1か月以内に、加入者証や保証書用紙などをお送りします。  
加入申込後、保険始期から2か月経っても送付のない場合は、建専連または損保ジャパンまでご連絡ください。

## 事故が発生した場合

### 1 事故の報告

事故が発生した場合は、事故日・事故状況・損害程度などについて、事故報告書に記入のうえ、FAXにて損保ジャパンまでご連絡ください（加入者証と一緒に送付した事故報告書をご使用ください。パンフレット詳細版22ページにもあります。）。  
事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### 2 事故解決と保険金のお支払い

取扱代理店または損保ジャパンより、事故解決に向けアドバイスさせていただきます。また、請求に必要な書類を速やかにお送りいたします。解決にあたり示談を必要とする事故の場合、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた（または支払う予定の）損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前にご相談ください。

※長期性能保証制度・第三者賠償補償制度では、自動車保険と異なり保険会社が加入者・被保険者（保険の対象となる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

※賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。



# 事故報告書

※コピーしてご利用ください

①NGS ②全室協 ③全防協 ④全基連 ⑤日左連 ⑥ウレ断協 ⑦日板協 ⑧造園協 ⑨日機協の会員は  
Fax 03-3385-5500 損保ジャパン 本店企業保険金サービス部(団体保険金サービス課)

⑩日夕煉の会員は  ⑪全夕協の会員は  15ページでご案内しておりますのでご確認ください



## 『建専連 専門工事業総合補償制度』事故報告書

事故担当者	加入者 代理店	住所	TEL ( )	
契約内容	メニュー① 長期性能保証制度	メニュー② 第三者賠償補償制度	メニュー③ 業務中傷害補償制度	
証券番号	一括払	7106022884	7106025535	7150028089
	分割払	7106022885	7106025536	7150028090
保険始期				

加入者名	(フリガナ)	事故発生 日時	年 月 日 時 分頃 (24時間制)
事故地	都 道 府 県	市 区 群	
事故場所			
事故状況			

### 賠償事故の場合

被害者 (相手先)	(フリガナ)	ご住所	(フリガナ)	自宅 勤務先 TEL ( )
傷病名				
傷病程度	<input type="radio"/> 入院 ( / / ~ (退院見込) / / ) <input type="radio"/> 通院 ( / / ~ (治療見込) / / ) <input type="radio"/> 後遺障害 ( ) <input type="radio"/> 死亡			
医療機関	医師名	TEL ( )		
被害物	修理状況	未修理 修理済	見積金額 損害見込額	円
修理業者	住所	TEL ( ) / Fax ( )		

### ケガの場合

被害者	(フリガナ)	役員	従業員	下請け請負人
傷病程度	<input type="radio"/> 入院 ( / / ~ (退院見込) / / ) <input type="radio"/> 通院 ( / / ~ (治療見込) / / ) <input type="radio"/> 後遺障害 ( ) <input type="radio"/> 死亡			
医療機関	医師名	TEL ( )		

# 事故報告書

※コピーしてご利用ください

- メニュー①長期性能保証制度の事故報告を行う場合は、下記事故報告書とあわせて、17・18ページの事故報告内訳書を記載し、  
 ⑩日タ煉の会員は、Fax 03 - 3260-9024 一般社団法人 日本タイル煉瓦工事工業会  
 ⑪全タ協の会員は、Fax 052 - 935-4072 一般社団法人 全国タイル業協会 までFAX送信してください。



## 『建専連 専門工事業総合補償制度』事故報告書

事故担当者	加入者 代理店	住所	TEL ( )	
契約内容	メニュー① 長期性能保証制度	メニュー② 第三者賠償補償制度	メニュー③ 業務中傷害補償制度	
証券番号	一括払	7106022884	7106025535	7150028089
	分割払	7106022885	7106025536	7150028090
保険始期				

加入者名	(フリガナ)	事故発生 日 時	年 月 日 時 分頃 (24時間制)
事故地	都 道 府 県	市 区 群	
事故場所			
事故状況			

### 賠償事故の場合

被害者 (相手先)	(フリガナ)	ご住所	(フリガナ)	自宅 勤務先	TEL ( )
傷病名					
傷病程度	<input type="radio"/> 入院 ( / / ~ (退院見込) / / ) <input type="radio"/> 通院 ( / / ~ (治療見込) / / ) <input type="radio"/> 後遺障害 ( ) <input type="radio"/> 死亡				
医療機関	医師名	TEL ( )			
被害物	修理状況	未修理 修理済	見積金額 損害見込額	円	
修理業者	住所	TEL ( )	/ Fax ( )		

### ケガの場合

被害者	(フリガナ)	役員	従業員	下請け請負人
傷病程度	<input type="radio"/> 入院 ( / / ~ (退院見込) / / ) <input type="radio"/> 通院 ( / / ~ (治療見込) / / ) <input type="radio"/> 後遺障害 ( ) <input type="radio"/> 死亡			
医療機関	医師名	TEL ( )		

# 事故報告内訳書 記入例

- メニュー①長期性能保証制度の対象となる場合は、本記入例を参照いただき、17・18ページの事故報告内訳書に記載のうえ、  
 ⑩日夕煉の会員は、Fax 03 - 3260-9024 一般社団法人 日本タイル煉瓦工事工業会  
 ⑪全タ協の会員は、Fax 052 - 935-4072 一般社団法人 全国タイル業協会 までFAX送信してください。

## 記入例

### 【事故報告内訳書】

内訳書 1 / 2

〈送付先〉

一般社団法人 ○○○○○○○○  
 〒111-1111 東京都新宿区1-1-1  
 Tel 00 (0000) 0000 fax 00 (0000) 0000  
 E-mail : aaaaaaaa@aaa.bbbbbb.ne.jp

報告日	年 月 日
加入者名	
建設許可	工事業( - )第 号
報告部署	
報告者	
Tel	( ) ( )
fax	( ) ( )

工事名称

保証書番号  -  発注者名

引渡日  (保証期間は引渡日より10年間となります。)

請負金額

〈事故状況〉

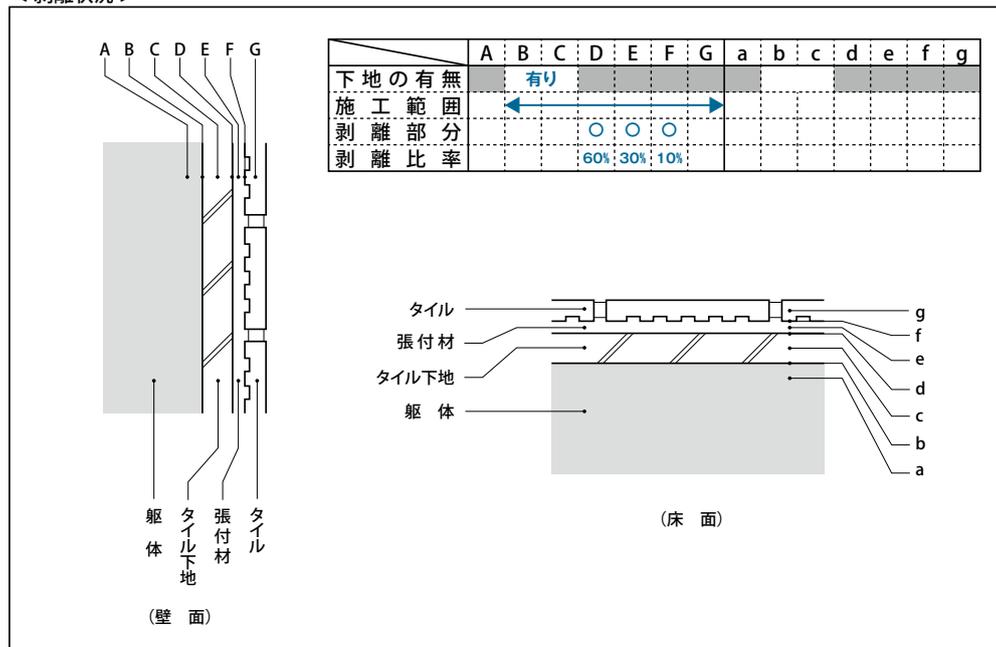
剥離・剥落部位  構造  数量

使用タイル  工法

〈瑕疵の内容〉

外壁南面において、練り置き時間を過ぎた張付モルタルを昼食をはさんで再練り使用したことから、張付モルタルの硬化不良が発生し、タイルが剥離・剥落した。

〈剥離状況〉



〈再発防止対策〉

社員及び施工協力業者が集まる機会を設定し、事故原因を全員が共通認識するとともに、今後の再発防止方法を打ち合わせる予定。

(会員の技術及び資質向上のため、事故例として使用させて頂く場合があります。)

# 事故報告内訳書

※コピーしてご利用ください

## 【事故報告内訳書】

内訳書 1 / 2

〈送付先〉

一般社団法人 ○○○○○○○○  
〒111-1111 東京都新宿区1-1-1  
TEL 00 (0000) 0000 fax 00 (0000) 0000  
E-mail : aaaaaaa@aaa.bbbbbb.ne.jp

報告日	年	月	日
加入者名			
建設許可	工事業( - )第 号		
報告部署			
報告者			
TEL	( )		
fax	( )		

工事名称

保証書番号  -  発注者名

引渡日  年  月  日 (保証期間は引渡日より10年間となります。)

請負金額

〈事故状況〉

剥離・剥落部位  構造  数量

使用タイル  工法

〈瑕疵の内容〉

〈剥離状況〉

(壁面)

	A	B	C	D	E	F	G	a	b	c	d	e	f	g
下地の有無														
施工範囲														
剥離部分														
剥離比率														

(床面)

〈再発防止対策〉

(会員の技術及び資質向上のため、事故例として使用させて頂く場合があります。)

## 【事故報告写真】

内訳書 2 / 2

写真名称

内 容

写真①

写真名称

内 容

写真②

写真名称

内 容

写真③

用紙が不足の場合には、コピーして使用願います。



簡易版

	保険種類	証券番号	
		一括払	分割払
① 長期性能保証制度	瑕疵保証責任保険	7106022884	7106022885
② 第三者賠償補償制度	賠償責任保険	7106025535	7106025536
③ 業務中傷害補償制度	事業活動総合保険	7150028089	7150028090

契約者〈制度運営者〉

## 一般社団法人 建設産業専門団体連合会 (建専連)

〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館3階  
 TEL: 03-5425-6805 FAX: 03-5425-6806  
 (受付時間: 平日(木曜日を除く)の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店1 〈非幹事代理店〉本制度についての詳細説明、ご契約手続き・契約管理、事故受付を行います。

取扱代理店2 〈幹事代理店〉

## 建栄サービス株式会社

〒101-0052  
 東京都千代田区神田小川町1-1 山城ビル2F  
 TEL: 03-3291-6340 FAX: 03-3291-6341  
 (受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで)

引受保険会社



## 損害保険ジャパン株式会社

営業開発部 第一課  
 〒160-8338  
 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 TEL: 03-3349-3322 FAX: 03-6388-0155  
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

および全国各地の損保ジャパン各課支社\*  
 ※お客さまの最寄の課支社が担当します。